

「図書館情報システム再構築及び運用保守業務」

優先交渉権者選考方法

令和7年6月

甲府市教育委員会

1 優先交渉権者の選考方法および得点配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

(ア) 優先交渉権者の選考については、企画提案書に基づくヒアリングから評価を行う技術点と、提案価格から評価する価格点を指標として、下記(2)に定める採点方法により算出された技術点、価格点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。合わせて次点交渉権者も選考する。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と交渉する。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・仕様書で示す各機能が網羅されていること。
- ・履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
- ・優先交渉権者となるには、技術点の合計平均点が、51点以上でなければならない。

(イ) 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(2) 技術点及び価格点の配分

点数については、115点満点とし、得点配分については以下のとおりとする。

合計115点	技術点 85点
	価格点 30点

企画提案書の評価得点の配分については、「優先交渉権者選考審査基準及び企画提案書記載項目」を参照すること。

2 技術点、価格点の採点方法について

(1) 技術点の採点方法

企画提案書の評価にあたって、「優先交渉権者選考審査基準」に記載のとおり、評価分類、配点、評価基準を設定し、評価を行う。各評価基準の採点にあたっては、0点から5点の6段階による評価を行う。

また、0点から5点の判断基準については以下を基準とする。

評価点	判断基準	
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。	(期待レベルを大きく上回る。)
4点	創意・工夫がある。	(期待レベルを上回る。)
3点	平均的な内容である。	(ほぼ期待レベル通りである。)
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。	(期待レベルをやや下回る。)
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。	(期待レベルを大きく下回る。)
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。	

評価者の技術点の合計平均点（小数点第2位を四捨五入）をもって、その評価分類の得点とする。評価分類の得点と評価点の満点（5点）の比率に、評価分類の配点を乗じて各評価分類の点数を算出する。以上のことから、各評価分類の提案書評価点は以下の計算式によって算出する。

$$\begin{aligned} & \text{「各評価分類の提案書評価点」} \\ & = (\text{評価分類の得点} / 5 \text{点}) \times \text{評価分類の配点} \end{aligned}$$

(2) 価格点の採点方法

企画提案価格が提案上限額の85%以下の場合は配分点の全点を、提案上限額と同額の場合は、0点を付与する。

価格点の採点については、以下の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = \left[1 - \frac{\text{提案価格} - \text{提案上限額の}85\%}{\text{提案上限額} - \text{提案上限額の}85\%} \right] \times \text{価格点の配分点}$$

(小数点以下第2位を四捨五入)

なお、提案価格の積算根拠及び内訳について調査を行うことがある。